



やまぐち若者育成・県内定着促進事業
奨学金返還補助制度



奨学金返還額の一部を支援することにより、 進学を応援します！

大学などを卒業後、半年以内に山口県内に
居住・就業した場合、奨学金の返還を



100 最大 万円 支援します*

年20万円・5年間の補助の場合

※対象となる奨学金の貸与期間により補助金額が異なります。

制度を利用して
大学へ進学！

なりたい自分に
チャレンジ！

ふるさと山口で
活躍！



制度の詳細な
情報について



令和5年度以降、大学・短期大学及び
専修学校専門課程などに進学する方が
対象となります。

※支給対象・要件など詳しくは裏面をご覧ください→

問合せ先

山口県総合企画部政策企画課
新たな時代の人づくり推進室

〒753-8501 山口市滝町1番1号
電話 083-933-2516
E-mail: a10000@pref.yamaguchi.lg.jp

01 奨学金返還補助制度の主な要件

以下の要件をすべて満たす方が対象です

1 対象者の要件

- 令和5年度以降に大学などへ進学する方
- 大学などの修業年限の全期間を通じて、(独)日本学生支援機構の給付型奨学金の給付を受けていた方
- 大学などの在籍中に(公財)山口県ひとづくり財団の奨学金の貸与を受けていた方

2 居住・就業に関する要件

- 令和6年度以降に大学などを卒業し、卒業後半年以内に、定住の意思をもって山口県内で居住・就業した方(公務員を除く。)



02 補助金額

対象者	補助金額	補助期間	参考
大学などの修業年限の全期間を通じて、給付型奨学金を受給	奨学金を1年間、借り受けた場合	年額 5万円	5年間 最大 25万円補助 最大 50万円補助 最大 75万円補助 最大 100万円補助
	奨学金を2年間、借り受けた場合	年額 10万円	
	奨学金を3年間、借り受けた場合	年額 15万円	
	奨学金を4年間以上、借り受けた場合	年額 20万円	

※修業年限が1年の大学などを卒業した場合は、対象外です。

03 支援に必要な手続き(予定)

- 就職1年目：認定申請書を提出
- 2年目以降：毎年、交付申請書を提出

県内居住・就業の実績を確認後、支援します。(最大5年間)



制度の詳細な情報、
手続きはこちら

県内の主な奨学金制度・奨学金返還補助制度のご案内

山口県は様々な奨学金制度・奨学金返還補助制度で、あなたの修学や県内就業を支援しています。

県等が実施する主な奨学金制度

- 奨学金を利用するなら
▶ 山口県ひとづくり財団奨学金
- 医師を目指すなら
▶ 山口県医師修学資金(※)
- 看護職員を目指すなら
▶ 山口県看護師等修学資金(※)
- 獣医師を目指すなら
▶ 山口県獣医師修学資金(※)
- 保育士等を目指すなら
▶ 山口県社会福祉協議会保育士修学資金(※)
▶ 山口県社会福祉協議会幼稚園人材修学資金(※)
- 介護福祉士を目指すなら
▶ 山口県社会福祉協議会介護福祉士修学資金(※)

(※)のある制度は、一定の要件を満たした場合、返還免除が受けられます。

県が実施する主な奨学金返還補助制度

- 県外転出後、看護師として県内就職するなら
▶ 山口県県外看護学生Uターン応援事業奨学金返還補助制度
- 薬剤師として県内病院・薬局に就職するなら
▶ 地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度
- 大学院等修了後、県内製造業等に就職するなら
▶ 高度産業人材確保事業奨学金返還補助制度

※対象となる事業所等の要件がありますので、詳細はご確認ください。

この他にも、県内市町や関係団体が実施する制度があります。
各制度の詳細な情報はこちらから!

